

JR連合 政策News

第230号

2013年2月13日

新高速乗合バスの交替運転者配置基準について議論を展開！

～この間主張してきた運行管理者常駐体制が盛り込まれ、提案内容が了承～

2月12日、国土交通省において「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」第7回会合が開催され、本年7月末までに高速ツアーバスが新高速乗合バスに移行するに際し、新高速乗合バスの長距離運行にかかる交替運転者の配置基準が事務局から提案され、質疑を経て了承された。今後国土交通省はパブリックコメントを行い、同移行が完了する7月末から施行する予定となっている。



今回提案を受けた配置基準は、先行して昨年緊急対策として高速ツアーバスに対して適用してきた配置基準を踏まえつつ、新たな運行形態を加味したものとなっており、いわゆる乗合バスと貸切型委託運行による2つのパターンについて、夜間と日中に分けてそれぞれ整理を図ったものとなっている。具体的には、交替運転手の配置を夜間運行については400km、昼間運行については500kmをそれぞれ基準としつつ、一定の要件を具備した場合は夜間500km、昼間600kmを上限とすることとされている。また、夜間運行で500kmを超える路線については、個別審査を経て特認で1人乗務を認める可能性についても示唆した。更に、休憩時間の確保や実車連続運転時間の上限についても明記された。なお新高速乗合バスによる貸切型委託運行とは異なる通常の貸切バス運行については、既にスキーバスを念頭に置いて昨年12月より夜間運行については配置基準を整理したものの、日中における配置基準は今後の審議により決定することとなっている。

また、今回の提案では、この間JR連合選出の委員をはじめとする労働側委員から指摘を行ってきた運行管理者常駐体制の整備要求を踏まえて、「運行管理者は、車両運行中は、原則、営業所において業務を実施」する旨明記された。JR連合は、バス事業の信頼回復には安全の確立が最も重要であるとの認識に立ち、運行管理体制の強化を主張してきており、今次提案に我々の主張が盛り込まれたことは極めて意義深いものである。

一方、上述の通り個別審査を経て1人乗務の特認を認める点や、運行計画上の連続運転時間を概ね2時間とする区間が高速道に限定されている点等に関し質疑の中で説明を行うなど、今後運用開始後の課題として残されることとなった。

JR連合は、この間、安全なバス運行にバス運転者の適切な労働環境の確保が必要不可欠であるとの立場から、当該会合をはじめとして、様々な場において繰り返し主張を行ってきた。今後も引き続きバス関係労働者が安心して働くことのできる労働環境改善に向け、全力で取り組んでいく。